



福岡医発第 3250 号 (地)
令和 5 年 3 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行について
(出産育児一時金等の支給総額等について)

出産育児一時金等は、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一分娩当たり原則 42 万円（産科医療補償制度対象外の分娩の場合は 40.8 万円）が支給されているところです。

今般、健康保険法施行令等について、下記のように所要の改正が行われる旨、日本医師会より通知がありました。

本改正は、出産育児一時金等の支給額について、全世代型社会保障構築会議の議論や「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、「妊娠・出産支援として、不妊症・不育症支援やデジタル相談の活用を含む妊産婦支援・産後ケアの推進等に取り組むとともに、出産育児一時金の増額をはじめとして、経済的負担の軽減についても議論を進める」とされたことから、社会保障審議会医療保険部会において検討を重ね、令和 4 年 12 月 15 日にとりまとめられた「議論の整理」において、「出産育児一時金の額は、令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に引き上げるべき」とされたことによるものです。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

(1) 健康保険法施行令、船員保険法施行令、国家公務員共済組合法施行令、
地方公務員等共済組合法施行令の一部改正

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額については、産科医療補償制度の掛金の見直しを踏まえ、現行の 40.8 万円から 48.8 万円に引き上げる。

これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金等の支給額は、以下の通りとなる。

現 行：40.8 万円＋加算額 1.2 万円 総額 42 万円

改正後：48.8 万円＋加算額 1.2 万円 総額 50 万円

(2) 上記の(1)の施行期日

令和5年4月1日

以上

<添付資料>

- ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について
(令5.2.1 保発0201第7号 厚生労働省保険局長)

<参考：官報（号外第21号）>

- ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令
(令5.2.1 政令第23号 内閣総理大臣)

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について
(出産育児一時金等の支給総額について)

出産育児一時金等は、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一分娩当たり原則 42 万円（産科医療補償制度対象外の場合は 40.8 万円）が支給されているところでもあります。

今般、出産育児一時金等の支給額について、全世代型社会保障構築会議の議論や「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、「妊娠・出産支援として、不妊症・不育症支援やデジタル相談の活用を含む妊産婦支援・産後ケアの推進等に取り組むとともに、出産育児一時金の増額をはじめとして、経済的負担の軽減についても議論を進める」とされたことから、社会保障審議会医療保険部会において検討を重ね、令和 4 年 12 月 15 日にとりまとめられた「議論の整理」において、「出産育児一時金の額は、令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に引き上げるべき」とされました。

これらを踏まえて、健康保険法施行令等について、下記のように所要の改正が行われます。つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- (1) 健康保険法施行令、船員保険法施行令、国家公務員共済組合法施行令、地方公務員等共済組合施行令の一部改正

出産育児一時金等の支給額について、現行の 40.8 万円から 48.8 万円に引上げる。

これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金等の支給額は、以下の通りとなる。			
現行	： 40.8 万円＋加算額 1.2 万円	総額	42 万円
改正後	： 48.8 万円＋加算額 1.2 万円	総額	50 万円

- (2) 上記(1)の施行期日：令和 5 年 4 月 1 日施行

<添付資料>

- ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について
(令 5.2.1 保発 0201 第 7 号 厚生労働省保険局長)

<参考：官報（号外第 21 号）>

- ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令
(令 5.2.1 政令第 23 号 内閣総理大臣)

保 発 0216 第 8 号
令和 5 年 2 月 16 日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について

標記については、別添のとおり、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長、地方厚生（支）局長、社会保険診療報酬支払基金理事長、健康保険組合連合会長あて通知しましたので、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

保 発 0201 第 7 号
令和 5 年 2 月 1 日

全国健康保険協会理事長	}	殿
健康保険組合理事長		
地方厚生（支）局長		
社会保険診療報酬支払基金理事長		
健康保険組合連合会長		

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 23 号。以下「改正政令」という。）（別添）が本日公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行される。

改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

出産に係る経済的負担を軽減するため、健康保険の被保険者又は被扶養者が出産したときは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等に基づく保険給付として、出産育児一時金等を支給している。

今般、出産育児一時金等の支給額について、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和 4 年 12 月 15 日）において、「出産育児一時金の額は、令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）等について所要の改正を行う。

第2 改正の内容

(1) 健康保険法施行令の一部改正

出産育児一時金等の支給額について、現行の 40.8 万円から 48.8 万円に引き上げたこと (※)。

(※) これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金等の支給額は、以下のとおりとなる。

現行 : 40.8 万円 + 加算額 1.2 万円 総額 42 万円

改正後 : 48.8 万円 + 加算額 1.2 万円 総額 50 万円

(2) 船員保険法施行令 (昭和 28 年政令第 240 号)、国家公務員共済組合法施行令 (昭和 33 年政令第 207 号)、地方公務員等共済組合法施行令 (昭和 37 年政令第 352 号) の一部改正

(1) に準じた改正を行ったこと。

第3 施行期日等

(1) 施行期日

改正政令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。

(2) 経過措置

施行日前の出産に係る出産育児一時金等の額については、なお従前の例によること。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令（一八）
- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部を改正する政令（一九）
- 内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇）
- 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二一）
- 特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（二二）
- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（二三）
- 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（二四）
- 自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二五）
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二六）
- 国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二七）

〔府 令〕

- 預託等取引に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一三）

〔府令・省令〕

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）
- 特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・経済産業二）

〔省 令〕

- 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（経済産業七）

本号で公布された 法令のあらまし

◇独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一八号）（経済産業省）

- 1 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成一四年法律第九四号）第十九条の二第三項の規定による納付金の納付の手続等に関し必要な事項を定めることとした。（第一六条関係）
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一九号）（経済産業省）

- 1 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成一四年法律第一四五号）第一六条の六第三項の規定による納付金の納付の手続等に関し必要な事項を定めることとした。（第七条、第十五条関係）
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇号）（農林水産省）

- 1 届出養殖業の指定
内水面漁業の振興に関する法律（平成二六年法律第一〇三号）第二十八条第一項の政令で定める養殖業を、陸地において営む養殖業であつて、次のいずれにも該当するものとする（第二二条関係）
（一）食用の水産動植物（うなぎを除く。）を養殖するものであること。
（二）次のいずれかに該当するものであること。
（1）水質に変更を加えた水又は海水を養殖の用に供するもの
（2）養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去することなく養殖場から排出するもの

2 施行期日等

- （一）この政令の施行の際現に届出養殖業を営んでいる者について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）
- （二）この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二二号）（消費者庁）

- 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第七二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和五年六月一日とする（第三号）こととした。

◇特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二二号）（消費者庁）

- 一 特定商取引に関する法律施行令の一部改正関係
1 特定商取引に関する法律第二条第三項の政令で定める方法及び同法第二六条第七項第一号の政令で定める行為として、広告を新聞、雑誌その他の刊行物に掲載し、又はラジオ放送、テレビジョン放送若しくはウェブページ等を利用して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを要請すること等を追加することとした。（第二条、第十九条関係）
 - 2 販売業者等が契約締結時等に交付する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。（第四条、第八条、第一〇条、第二一条、第二六条、第三二条、第三五条関係）
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 二 預託等取引に関する法律施行令の一部改正関係
1 預託等取引事業者が預託等取引契約の締結時等に交付する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。（第三条関係）- 2 その他所要の改正を行うこととした。

第四節 電話勧誘販売

(法第十八条第二項の規定による承諾に関する手続等)

第九条 法第十八条第二項の規定による承諾は、販売業者又は役務提供者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る申込みをした者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該申込みをした者から書面等によって得るものとする。

2 販売業者又は役務提供者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る申込みをした者から書面等により法第十八条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該申込みをした者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 販売業者又は役務提供者は、法第十八条第三項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により申込みをした者に提供したときは、当該申込みをした者に対し、当該事項が当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

4 前三項の規定は、法第十九条第三項において法第十八条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

(法第二十条第二項の規定による承諾に関する手続等)

第十条 法第二十条第二項の規定による承諾は、販売業者又は役務提供者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る申込みをした者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該申込みをした者から書面等によって得るものとする。

2 販売業者又は役務提供者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る申込みをした者から書面等により法第二十条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該申込みをした者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

第五節 雑則

附則第二項中「第五条に」を「第十一条に」、「第五条の二」を「第十二条」に改める。

附則第三項中「第六条の三」を「第十五条」に改める。

別表第二中「第五条、第五条の二」を「第十一条、第十二条」に改め、同表第四号中「第四十二号」を「第四十号」に改め、同表中第二十八号を削り、第二十七号を第二十八号とし、第八号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の二を第八号とする。

別表第二中第三十号を削り、第三十一号を第三十号とし、第三十二号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げ、第三十六号を削り、第三十七号を第三十五号とし、第三十八号から第五十一号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第三中「第六条の四」を「第十六条」に改め、同表第一号中「限る」の下に「。別表第五第一号イ及び第二号イにおいて同じ」を加える。

別表第四中「第十一条、第十二条、第十五条、第十六条」を「第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十一条」に改める。

別表第五中「第十四条」を「第二十九条」に改め、同表第一号イ及び第二号イ中「(一般の飲食の用に供されないものに限る。)」を削る。

(預託等取引に関する法律施行令の一部改正)

第二条 預託等取引に関する法律施行令(昭和六十一年政令第三百四十号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(法第三条第三項の規定による承諾に関する手続等)

第三条 法第三条第三項の規定による承諾は、預託等取引業者が、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る顧客又は預託者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該顧客又は預託者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの(次項において「書面等」という。)によって得るものとする。

2 預託等取引業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る顧客又は預託者から書面等により法第三条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該顧客又は預託者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 預託等取引業者は、法第三条第四項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により預託者に提供したときは、当該預託者に対し、当該事項が当該預託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを内閣府令で定める方法により確認するものとする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。(消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

2 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和五年政令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち特定商取引に関する法律施行令別表第二第五十号の改正規定中「別表第二第五十号」を「別表第二第四十八号」に改める。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年二月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

内閣総理大臣 岸田 文雄
経済産業大臣 西村 康稔

政令第二十三号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百一条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第七十三条第一項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（これらの規定を私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「四十万八千円」を「四十八万八千円」に改める。

- 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条
- 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第七条
- 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の七
- 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二号）第二十三条の四

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日前の出産に係る健康保険法及び船員保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金並びに私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 永岡 桂子

厚生労働大臣 加藤 勝信

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年二月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二十四号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「五十二万円」を「五十三万五千円」に改める。

第二十九条の七第三項第八号中「二十万円」を「二十二万円」に改め、同条第五項第一号中「五十二万円」を「五十三万五千円」に、「二十八万五千円」を「二十九万円」に改め、同項第三号口中「二十八万五千円」を「二十九万円」に改め、同号八中「五十二万円」を「五十三万五千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 この政令による改正後の第二十九条の七第三項及び第五項並びに附則第四条第三項の規定は、令和五年度以後の年度分の保険料について適用し、令和四年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信

内閣総理大臣 岸田 文雄

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年二月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二十五号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十四条、第四十一条の二第二項、第四十四条の二第一項、第二項第一号及び第三項、第四十四条の五第一項各号、第三項及び第五項、第四十四条の七第一項各号及び第三項、第四十五条の二第二項、第六十五条の十一第四項並びに附則第九項から第十一項まで、同法附則第十二項の規定により読み替えて適用する同法第四十四条の六第二項並びに同法附則第十四項並びに国家公務員法等の一部を改正する法律附則第八条第二項、第八項及び第十項、第九条、第十条並びに第十一条第四項、同条第五項の規定により読み替えて適用する自衛隊法第四十一条の二第三項並びに国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十一条第六項及び第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第一号中「次号及び第八十七条の二十四第一号において」を「以下」に改める。

第五十二条中「第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第二項」に、「短時間勤務の官職を占める隊員」を「一定年前再任用短時間勤務隊員」に、「第五十九条の五第一項」を「第五十四条の二第一号、第五十九条の十八第一項」に改める。